諫早市監查委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の 規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定に より、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年8月17日

諫早市監查委員 谷 口 啓 諫早市監查委員 森 口 恭 子 諫早市監查委員 森 和 明

令和5年度定期監査(前期)結果報告

1 監査の対象

総 務 部:総務課、危機管理課、秘書広報課

企 画 財 務 部:企画政策課(地方創生室含む)、東京事務所、市民税課、資産税課

健康保険部:健康推進課、介護保険課、地域包括ケア推進課

地域政策部:地域振興課(出張所含む)、移住定住推進課、環境政策課、(火葬

場含む)、生活安全交通課、人権・男女参画課(男女共同参画推進

センター含む)、消費生活センター、市民相談室

※監査の対象年度:令和4年度

2 監査の期間

令和5年5月9日(火)から令和5年7月7日(金)まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料(指定様式)、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【総務部 総務課】

○ 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市公印規則第3条第2項によると、一般公印は、専用公印を使用すべき場合を除き使用するものとするとあり、用途が市が発注する工事の請負若しくは業務の委託、物品調達又は不用品の処分に関する契約事務の場合は契約事務専用市長印を使用すると規定されているが、業務委託契約書に一般公印を使用している事例が見受けられた。

ついては、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。

○ 支払事務について改善を求めるもの

【指導事項】

庁舎前駐車場整理業務委託契約書によると、委託金の支払月を定めており、 第4期分は令和5年1月に支払うものとすると規定されているが、3月に支払 われている事例が見受けられた。

ついては、支払事務について契約書に基づき適切に行われたい。

【総務部 危機管理課】

○ 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、消防団の力向上モデル事業委託金の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。

ついては、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

○ 行政財産の使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市道路占用料条例第2条の規定を準用し算定する使用料において、占用 物件の長さを誤って算定している事例が見受けられた。

ついては、行政財産の使用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

○ 補助金の交付事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市自治会防災資機材購入費補助金交付規程第7条によると、交付の決定を受けた後に購入予定の防災資機材の品目・数量又は金額に変更が生じた場合には、補助金交付変更申請書を提出しなければならないと規定されているが、購入金額に変更が生じたにもかかわらず補助金交付変更申請書が提出されていない事例が見受けられた。

ついては、補助金の交付事務について規程に基づき適正に行われたい。

○ 物品の管理事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市物品会計規則第5条第6項によると、課長等は、備品の引渡しを受けたときは、直ちに備品管理記録票を作成し、管理しなければならないと規定さ

れているが、新規に購入した備品の備品管理記録票が作成されていない事例が見受けられた。

ついては、物品の管理事務について規則に基づき適正に行われたい。

【総務部 秘書広報課】

○ 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市契約規則第34条及び第37条第6項によると、履行の届出、検査について定められているが、履行完了の届出書及び検査調書が作成されていない事例が見受けられた。

ついては、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。

【企画財務部 市民税課】

○ 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、ふるさと応援寄付金の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。

ついては、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【健康保険部 健康推進課】

○ 調定事務について改善を求めるもの。

【指導事項】

調定事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、長崎県食育推進事業補助金の調定が、当初の交付決定に基づいて行われず、変更交付決定の受付日及び金額でなされている事例。
- ② 諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金(新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業)の調定が任意の日で行われている事例。

ついては、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【地域政策部 生活安全交通課】

○ 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができると規定され、別表第2の4契約の手続に関する事項(5)検査の命令において、工事以外の契約で契約金額が500万円以上の検査の命令の専決者は部長と規定されているが、検査命令の決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。

ついては、契約事務について規程に基づき適正に行われたい。